

## 2010年度の認定基準改定に伴う経過措置について

(2010.7.9 修正)

JABEEでは、2004年度より適用されている認定基準（以下、旧基準という）を改定した2010年度から適用を開始する認定基準（以下、新基準という）を公開いたしました。新基準は、旧基準を概ね踏襲したものになっており、改定箇所は基準2を中心とした一部に限られます。この改定の詳細については、別に公開している文書「認定基準(2010年度適用版)の改定の趣旨と要点」を参照してください。

2010年度より新基準を適用するにあたり、教育機関が今回の改定内容に対応するために必要な期間などを勘案し、以下のとおり経過措置を講ずることといたしました。

1. 新基準が適用される2010年度と、その翌年の2011年度については、新基準に加えて、旧基準も有効な認定基準として扱います。
2. 2010年度および2011年度において、新旧どちらの認定基準を適用して審査を受けるかは、認定審査申請時に教育機関が選択することができます。
3. 2010年度および2011年度において、「基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「自己点検書作成の手引き」および「自己点検書」の書式、「審査の手引き」、「プログラム点検書・審査報告書」の書式、および「自己点検書」の書式など、審査関連文書・書式全般について、表紙に対応基準（新基準に対応する文書か旧基準に対応する文書かの区別）と適用年度（審査に用いる年度）を明記するようにいたします。審査にあたっては、適切な版の文書を使用するように注意してください。なお、各文書における対応基準の表記において、旧基準は『日本技術者教育認定基準（2004年度～2011年度）』、新基準は『日本技術者教育認定基準（2010年度～）』と表記しています。
4. 2012年度以降に実施される審査においては、旧基準は適用されません。
5. 上記の1～4は、中間審査や再審査も含むすべての種類の審査に適用します。なお、旧基準で実施された新規審査や認定継続審査の結果として2010年度または2011年度に実施予定の中間審査を新基準で実施する場合、旧基準の審査項目に対応する新基準の審査項目を審査します（新旧基準の審査項目対照表が中間審査受審教育機関に送られます）。2012年度以降に中間審査や再審査を実施する場合、その審査項目は新基準に基づいて指定します。
6. 新基準で審査を受ける場合、改定によって新たに求められるようになった事項について

て、審査を受ける年度以降の入学者に対しては完全に実施されている必要があります。その前の年度までの入学者については、入学後の学生に対しても実施可能な範囲での対応が取られている必要があります。この取り扱いの詳細については、「2010年度の認定基準改定に伴う経過措置について」補足説明（2010年4月公開済）を参照してください。

以上